公表日

令和6年9月30日

所管行政庁名 千葉県(特定行政庁市を除く地域。)

## ■ 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

用途	報告棟数	地震に対する安全性					
		I		П		Ш	
		倒壊・崩壊のためばが		倒壊・崩壊		倒壊・崩壊	
		の危険性が <b>高い</b>	工事中	の危険性が <b>ある</b>	工事中	の危険性が <u><b>低い</b></u>	
病院、診療所	5	1	<u>0</u>	3	<u>1</u>	1	
ホテル、旅館	9	3	<u>0</u>	2	0	4	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	6	1	<u>0</u>	1	<u>0</u>	4	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	82	0		0		82	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1	0		0		1	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0		0		0	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	0		0		1	
集会場、公会堂	0	0		0		0	
展示場	0	0		0		C	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0		0		1	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	0	0		0		0	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これら に類するもの	1	0		0		1	
幼稚園、保育所	1	0		0		1	
博物館、美術館、図書館	1	0		0		1	
遊技場	0	0		0		0	
公衆浴場	0	0		0		0	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0		0		0	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0		0		0	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客 の乗降又は待合の用に供するもの	0	0		0		0	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0		0		C	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1	0		0		1	
小計	109	<u>5</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	98	
■ 要安全確認計画記載建築物(法第7条) (要緊急安全確認大規模建築物を兼ねるものを除く。							
小計		<u>2</u>	1	<u>1</u>	<u>0</u>	15	

## ■ 耐震診断義務付け対象建築物

(要緊急安全確認大規模建築物 + 要安全確認計画記載建築物)

合計	127	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	1	113
----	-----	----------	----------	----------	---	-----

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対 する安全性を示します。

する女主任を示しよす。 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。